

令和3年1月25日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
薬務課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令の公布について（通知）

このことについて、令和3年1月22日付け薬生発0122第6号により厚生労働省医薬・生活衛生  
局長から別紙のとおり通知がありました。

ついては、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222  
（担当者 長谷川）